那賀町国土強靱化地域計画

令和４年３月

那　賀　町

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅰ　計画策定の趣旨、位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅱ　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅲ　強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）・・・・・・・・・・・・・・・７

Ⅳ　国土強靱化の推進方針（那賀町）　　・・・・・・・・・・・・・・・・１７

（１）大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る・・・・・・・・・１８
（２）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、
　　被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する・・・・・・・・・・・・・・２５
（３）必要不可欠な行政機能は確保する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（４）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する　・・・・・・・・・・３８
（５）経済活動を機能不全に陥らせない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（６）ライフライン燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の
　　被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる・・・・・・・・・・・・・４６
（７）制御不能な複合災害・二次災害を発生させない　・・・・・・・・・・・・・・５０
（８）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する・・・５４

横断的分野　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

Ⅴ　施策の重点化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
Ⅵ　計画の推進と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
(別紙１）　起きてはならない最悪の事態の様相　・・・・・・・・・・・６７

(別紙２）　起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果・・・　７３

(別紙３）　県土強靱化の推進方針における「ＢＣＰ」　（割愛）

(別紙４）　重要業績指標一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１０

(別紙５）　重要業績指標一覧（事業内訳一覧）　・・・・・・・・・・・１１６

はじめに

平成２５年１２月１１日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靭化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成２６年６月に策定した。

この基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靭な国づくりを進めてきたところである。その後平成３０年１２月に、基本計画策定から約５年が経過したこと、平成２８年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、「国土強靭化基本計画」の見直しを行った。

そこで、国土強靭化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靭化の取組を推進していくことが重要である。

「南海トラフの巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「県土の強靭化」の推進を図るため、国、県策定計画以外の那賀町の計画等の指針となるべきものとして、「那賀町国土強靭化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を新たに策定するものである。

Ⅰ　計画策定の趣旨、位置付け

１　計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきている。

このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靭化」を実現するため平成２６年６月に基本計画を策定した。その後平成３０年１２月に、基本計画の策定から約５年が経過したこと、平成２８年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「国土強靭化基本計画」の見直しを行った。

那賀町においても、平成１６年災害、平成２６年災害の２つの大規模災害の経験、また近年、他県で発生した大規模な災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年５月３１日の「中央防災会議」（※）の内容をうけ、脆弱性の評価を行い、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靭な県土」をつくりあげ、町民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、新たな地域計画を策定する。

※令和元年５月３１日の「中央防災会議」
「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置づけられた等。

２　地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第１３条に基づく、「国土強靭化地域計画」であり、県土強靭化に関し、「地域計画」以外の那賀町の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図るものとする。

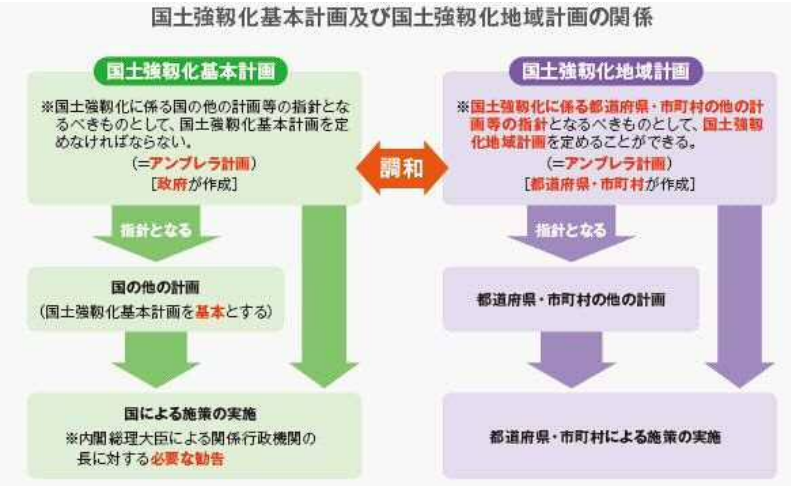

３　計画の推進期間

計画の推進期間は、令和４年度を目標年次とする。その後は、概ね５年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

Ⅱ　基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な県土」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

１　理念

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

（１）人命の保護が最大限図られる
（２）那賀町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
（３）町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
（４）迅速な復旧・復興を可能にする

２　事前に備えるべき目標

（１）**大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る**
（２）**救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保**する
（３）必要不可欠な**行政機能は確保**する
（４）必要不可欠な**情報通信機能・情報サービスは確保**する
（５）**経済活動を機能不全に陥らせない**
（６）**ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**
（７）**制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**
（８）社会・経済が迅速かつ**従前より強靱な姿で復興**できる条件を整備する

３　県土強靱化を推進する上での基本的な方針

（１）県土強靱化に向けた取組姿勢

・本町の強靱性を損なう原因を**あらゆる側面から検討し、取組み**にあたること
・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、**長期的な視野を持って計画的な取組み**にあたること
・国､県をはじめ関係機関等との連携協力による取組みについても取り入れるなど、**本町の総力を挙げた取組み**とすること
・本町が有する**潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化**すること
・**事前復興**の取組みを推進すること
・**「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」**の推進
持続可能な環境や社会の実現に向け､２０１５年９月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に貢献するため、当計画に掲げた重要業績指標（ＫＰＩ）とＳＤＧｓとの対応関係を明らかにし、徳島ならではの取組みを着実に推進すること

◆ＳＤＧｓの１７の目標　（対応目標・・・太字）

①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

⑨強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

⑩各国内及び各国間の不平等を是正する

⑪包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

⑫持続可能な生産消費形態を確保する

⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※ＳＤＧｓとは

２０１５年９月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が全会一致で採択されました。２０３０年までの「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」として、１７のゴール（目標）と１６９のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leaveno one behind)」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取組むこととしています。

（２）適切な施策の組み合わせ

・災害リスクと地域の特性に応じて、**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、効果的に施策を推進すること

・**「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ**、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと

・**非常時に防災・減災等の効果を**発揮するのみならず、**平時にも有効に活用できる対策**となるよう工夫すること

（３）効率的な施策の推進

・町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、**財政資金の効率的な使用**による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること

・**既存の社会資本を有効活用**すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること

・限られた資金を最大限に活用するため、ＰＦＩによる**民間資金の活用**を図ること

戦略的な維持管理・更新

・施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること

（４）地域の特性に応じた施策の推進

・本町の特性を踏まえた、本町独自のものとして、**先進的な取組みを反映**すること

・**人のきずなや地域コミュニティ機能を強化**し、社会全体の強靱化を推進することまた、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること

・**女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮**し、施策を講じること

・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、**自然との共生**を図ること

・**「臨時情報」が発表された場合における防災対応**への取組みを推進すること

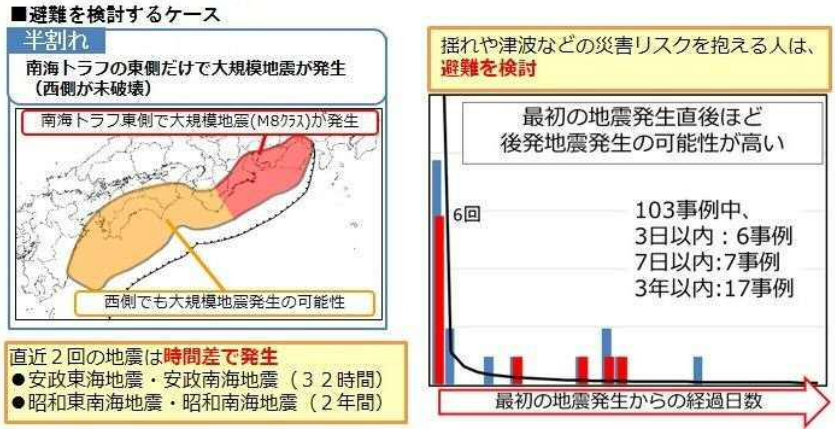

・**支援の長期途絶に備えた取組み**を推進すること

孤立化対策

木造（板倉構法）応急仮設住宅

Ⅲ　強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

１　脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、県土の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

２　本町の特性

（１）　地勢

平成１７年３月１日、鷲敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村の丹生谷５町村が合併して誕生した那賀町は、徳島県の南東部に位置し、東は阿南市、西は高知県、南は海部郡、北は勝浦郡、神山町、美馬市、三好市に隣接している。町域面積は694.86km^2であり、県の総面積の約17%を占めている。

地域の北西部には四国山地、南部には海部山脈等を配しており、標高1,000ｍ以上の山々に囲まれ、可住地面積はわずかに5.0%の中山間地域である。地域内には那賀川及び坂州木頭川が流れ、両河川は上那賀地区内で合流して地域のほぼ中央を西から東に貫流し、太平洋に注いでいる。

（２）　地形

本町は徳島県の南東部に位置し、北西部の四国山地と南部の海部山脈の間に標高1,000ｍ以上の山々に囲まれ広がり、町内を西から東へ向かって流れる那賀川に、各地区から南北に支流が流れ込んでいる。

那賀川によって南北に分断されている山地は、ほとんどが大起伏山地を形成し、人家は、那賀川の両岸にて、中起伏及び小起伏山地となっている一体に集中している。緩やかな山地は、那賀川の流れの変遷によって形成されてきたと考えられている。

（３）地質

本町の表層地質は、砂礫、砂岩、泥岩等の堆積岩によって形成され、泥岩、砂岩は四国山地や那賀川に沿うように東西にわたって筋上に位置している。本町の北部にあたる木沢地区には、石灰岩と蛇紋岩が確認され、那賀町中心部には、細く筋状にチャートの存在が確認されている。

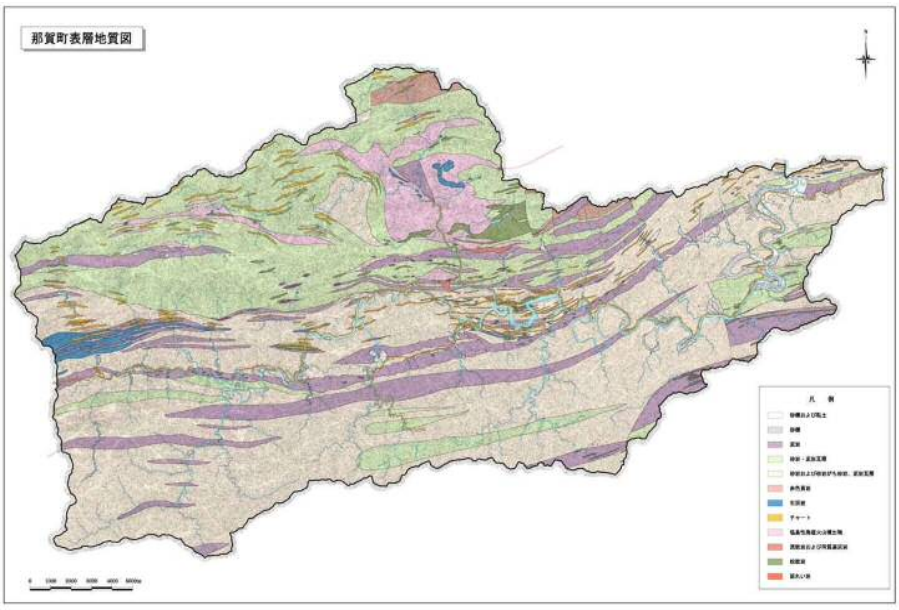

（４） 気象

本町の気候は、太平洋気候帯に属し、地形的特性から、日本でも有数の多雨地域である。山間地であるため、沿岸部に比べると気温の変動が大きく、複雑な気象特性をもつ。また、年間を通じて昼夜の寒暖差が大きく、内陸性の特徴を示している。

春は、周期的に天気が変わり、低気圧が近くを通過すると大雨や強風が吹くことがある。上空に冬の寒気が戻ってくると、雷やひょうが発生しやすく、災害が発生することもある。

冬の気圧配置になると空気が乾燥することも多く、山火事等が発生しやすい。

夏は、熱帯低気圧や台風の影響が大きい。梅雨の長雨、早い時期の台風の影響による強風と大雨、発達した積乱雲による集中豪雨、雷、ひょう等風水害の発生しやすい状況になる。

秋は、台風の上陸と秋の長雨の影響から、風水害の発生が非常に多く、特に近年は、台風が連続して上陸する等、大雨による災害の発生が増加傾向にある。

冬は、山間地のため徳島県内でも積雪が多く、雪への備えが必要になる。気温の低下から、水道管の凍結や路面の凍結等が発生し、生活が乱れることもある。

また、降水量は、剣山山脈の南側に位置するため、本町は県内で最も降水量の多い地域となっている。

（４） 人口

那賀町の人口は8,402人、世帯数3,481世帯で、世帯あたり人員は2.4人である（平成27年国勢調査）。

平成17年から比較すると2,000人以上の人口が減少しており、高齢化率は37.8%から、46.9%まで上昇している。また、年齢３区分別人口では、15歳未満の年少人口及び15歳以上65歳未満の生産年齢人口が特に減少幅が大きくなっている。地域における高齢者の増加は、災害時の介助や支援が必要な要配慮者の増加につながるため、その対策が求められる。

（５） 災害の歴史

①南海トラフ地震

本県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、４度の地震･津波に襲われている（下図参照）。南海トラフ地震は、１００年～１５０年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

平成３１年１月１日現在の今後３０年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると７０～８０％となっている。

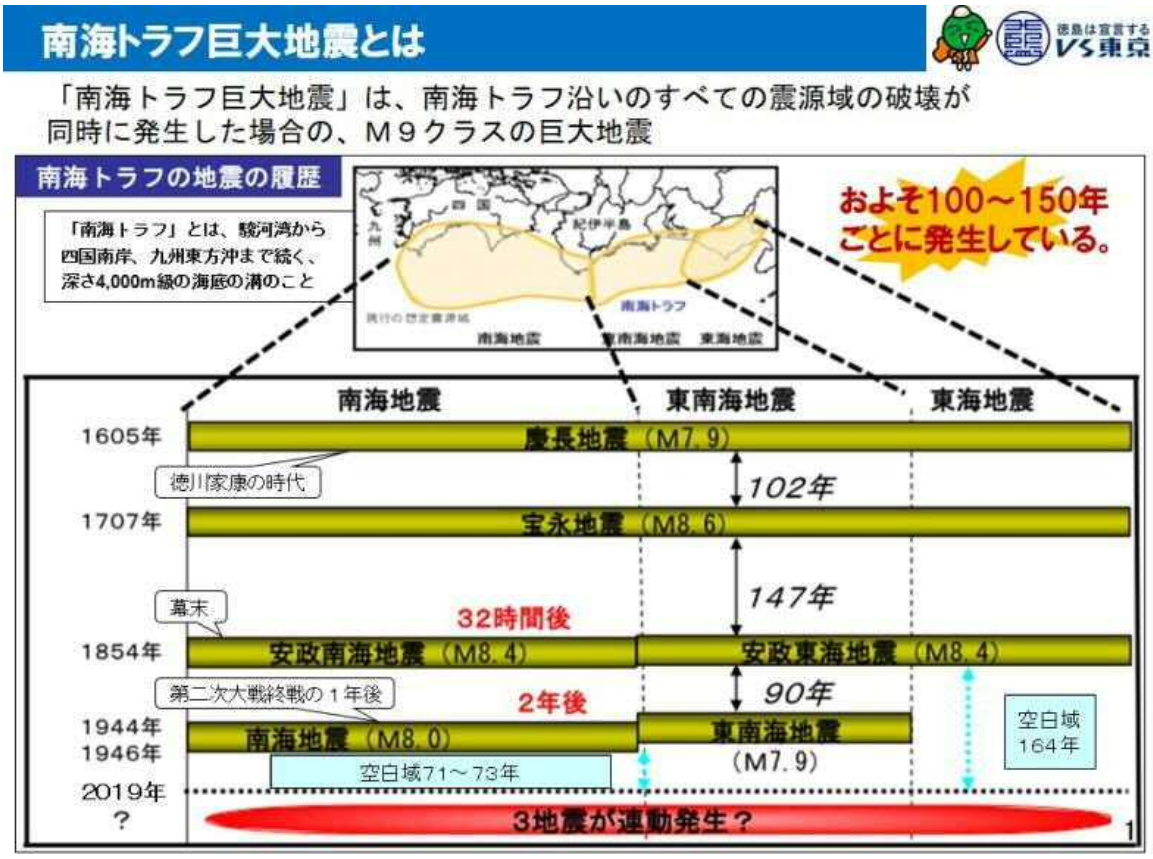

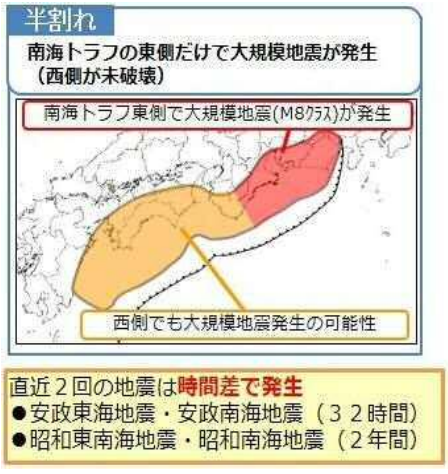

②過去の災害

１　風水害

平成26年8月10日、台風11号による豪雨により大規模な浸水被害があった。この災害では災害救助法の適用も受け、鷲敷地区、木頭地区を中心に町全体の１割の世帯が被害にあった。また、平成16年7月29日から8月5日にかけて台風10号及び11号の影響で降り続いた豪雨災害では、木沢地区で2人が死亡し、住家の被害は、全壊が上那賀地区で5棟、木沢地区で5棟の合計10棟に及んだ。

日　　付	名　　称	被　害　状　況	
平成27年7月16日	台風１１号	全壊	1世帯
		床上浸水	47世帯
		床下浸水	33世帯
平成26年8月10日	台風１１号	全壊	5世帯
		大規模半壊	25世帯
		半壊	148世帯
		床上浸水	125世帯
		床下浸水	97世帯
平成16年7月29日	台風10,11号	死亡	２人
		住家全壊	９棟
		住家半壊	13棟
		住家一部損傷	７棟
		床上浸水	３棟
		床下浸水	23棟

２　火　災

風水害、地震以外の災害では、火災によるものが多く被災状況は下表のようになっている。

日　　付	名　　称	被　害　状　況
平成30年8月14日	上那賀地区臼ケ谷山林火災	焼損面積　1.5ha
平成30年8月8日	鷲敷地区北地山林火災	焼損面積　0.38ha
平成29年3月17日	相生地区蔭谷山林火災	焼損面積　1.5ha
平成28年2月27日	相生地区平野山林火災	焼損面積　0.64ha
平成27年10月19日～26日	木頭折宇谷山林火災	焼損面積　20ha
平成24年５月29、30日	上那賀地区山林火災	焼損面積　3ha 損害額　982千円
平成18年１月１日	木頭地区山林火災	焼損面積　0.3ha

３　対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「２　本町の特性」や

（１）南海トラフ地震の今後３０年以内にＭ８～９クラスの発生確率が７０～８０％となっていること。

（２）中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。

（３）平成３０年に発生した７月豪雨や台風２１号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。

（４）平成２６年１２月の豪雪により、県西部の広い範囲で６日間にわたり孤立集落が発生したこと。

（５）これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。

などから、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震		・南海トラフ地震については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。 ・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、７日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。
中央構造線・活断層地震等（直下型地震等）		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震(M7.7）とする。
台風・梅雨前線豪雨・豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

平成２６年　台風１１号災害

【参考】南海ﾄﾗﾌ巨大地震想定結果

徳島県 南海トラフ巨大地震 想定結果

想定地震

南海トラフの巨大地震(M=9.0)

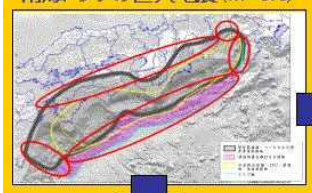

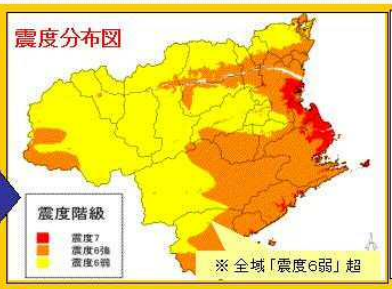

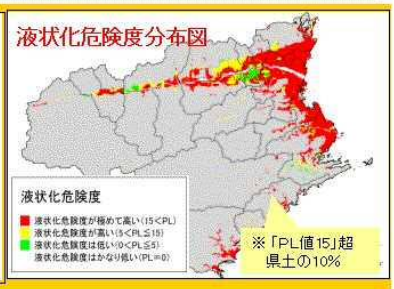

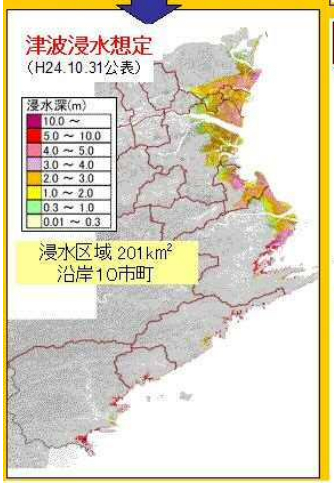

建物全壊棟数・死者数 (最大ケース)

		内閣府
全壊棟数: 116,400棟		(133,600棟)
【内訳】		
・揺れ	60,900棟	(90,000棟)
・液状化	540棟	(4,400棟)
・急傾斜地	360棟	(500棟)
・津波	42,300棟	(15,600棟)
・火災	12,300棟	(22,000棟)

		内閣府
死者数 31,300人		(33,300人)
【内訳】		
・揺れ	3,900人	(5,200人)
・急傾斜地	30人	(40人)
・津波	26,900人	(27,300人)
・火災	470人	(500人)

※内閣府:南海トラフ巨大地震対策検討WG(第一次報告)<H24.8.29>

ライフライン被害

	直後
上水道	→断水92%
電力	→停電98%
固定電話	→不通98%

交通施設被害

道路	1,600箇所
鉄道	550箇所
港湾(岸壁)	60 ﾊﾞｰｽ
防波堤	6,000m

その他被害

避難者(最大)	362,600人
廃棄物等	1,600～2,200t
孤立集落	140集落

４　施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の５つの個別的施策分野と６つの横断的分野とした。

（１）個別施策分野

①行政施策分野	行政機能　警察・消防等
②住環境分野	住宅・都市　環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー　金融　情報通信　産業構造　農林水産
⑤県土保全・交通分野	交通・物流　県土保全　土地利用

（２）横断的施策分野

①ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ分野	様々なﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ施策
②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
⑤研究開発分野	IoT、ICT技術等の活用等
⑥過疎対策分野	サテライトオフィスの誘致等

５　起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の４５の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本町の特性を踏まえて、８つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして３９の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

（１）事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

（２）８つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	全ての人命を守る		→			
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難環境生活を確保			→		
3	必要不可欠な行政機能の確保			→		
4	必要不可欠な情報通信機能等の確保			→		
5	経済活動を機能不全に陥らせない			→	→	→
6	ライフライン等の確保・早期復旧			→	→	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			→	→	
8	地域社会・経済が迅速かつ強靭に復興できる条件を整備	→			→	→

また、「起きてはならない最悪の事態」の様相は別紙１のとおりであり、これを念頭にこの最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

６　重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7　脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。

１．現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標の選定を行う。

①各課において、実施している取り組みを調査
②国、県、関係防災機関、関係団体等で実施している取組を調査
③町の取組を整理
④重要業績指標を選定

⇓

２．現状分析

町の取組について、現在の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

①町の取組の進捗状況や達成度を整理
②「最悪の事態」を回避するため、現在の取組を進めるだけで十分か分析
③不足する場合には、必要な取組等を検討
④同様に「施策分野」、「横断的分野」においても分析検討を実施

⇓

３．脆弱性評価まとめ等

「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題の取りまとめを行い、重要業績指標の現況値を記載。

8　脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙２のとおりである。

Ⅳ　国土強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「県土強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

●施策の重点化

３９のプログラムについては、那賀町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、４つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画と県の地域計画の一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

<table>
<tr><th rowspan="2">基本目標</th><th rowspan="2">事前に備えるべき目標</th><th rowspan="2">起きてはならない最悪の事態</th><th colspan="5">個別施策分野</th><th rowspan="2">推進方針</th><th rowspan="2">重要業績指標</th></tr>
<tr><th>行政施策分野</th><th>住環境分野</th><th>保健医療福祉分野</th><th>産業分野</th><th>国土保全交通分野</th></tr>
<tr><td rowspan="7">1 人命の保護が最大限図られる。
2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
3 ……
4 ……</td><td>1 すべての人命を守る</td><td>1−1 ○○○‥</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="7">起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針</td><td>・住宅の耐震化率</td></tr>
<tr><td></td><td>1−2 ○○○‥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>・重点整備河川の整備率</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>・土砂災害に係る基礎調査の実施率</td></tr>
<tr><td>2 救助・救出、医療活動‥</td><td>2−1 ○○○‥</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td>・緊急輸送道路の橋梁耐震化率</td></tr>
<tr><td>3 ○○○○‥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

横断的分野

①リスクコミュニケーション分野
②人材育成分野
③官民連携分野
④長寿命化対策分野
⑤研究開発分野
⑥過疎対策分野

横断的分野の推進方針

1　直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態

・ 南海トラフ地震が発生し、県下全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生し、沿岸部には、大津波が襲来したことから、多数の人命が失われる。
・ 大型台風の来襲により、河川堤防が各地で決壊し、県内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流、地すべり、がけ崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
・ 近年の異常気象に伴う大雪によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落で死者が発生。

推進方針（概要）

1-1) 建築物や不特定多数が集まる施設の倒壊

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設の火災

○住宅・建築物の耐震化
- 木造住宅の耐震化促進
- 社会福祉施設の耐震化促進
- 公共施設・集会所等耐震化
- 老朽建築物（空き家等）除却

○町道等の橋梁、設置物の耐震化・補強

○自助・共助の取組強化
- 防災士等人材育成

○防火・消防体制の整備
- 消防団員の加入促進
- 緊急車両の更新、資機材の点検、整備、更新
- LPガス放出防止装置の設置促進

○臨時情報を活用した防災対応の推進

1-4) 突発的、広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

○県浸水対策工事の早期完成
- 付随する町単独事業の実施

○陸閘のマニュアル策定、点検整備

○避難対策の推進及び事前の防災力強化
- 浸水ハザードマップの更新
- 防災啓発や避難訓練の充実を推進

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による死傷者の

○土砂災害対策及び森林整備の推進
- 治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進
- 森林の整備を促進
- 森林の荒廃抑制
- 危険箇所の調査・点検を推進

○土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○大雪等に伴う孤立化対策の推進
- 孤立想定集落への通信機器の整備、発電機器等の配備

○農業用ため池対策の推進

１　大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

１－１）住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 １－２）密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
＜要点＞ 住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

○　住宅・建築物等の耐震化は，目標の達成に向けて，啓発活動や人材育成に努めるとともに、県及び町で実施している支援の充実を図る。また，耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

・木造住宅等の耐震化率　　42.40%（H30）　→　43.0%（R4）
・木造住宅耐震化促進　　26 戸（H30）　→　30 戸（R4）
別紙５※１参照

○　小中学校の耐震化は完了しているが、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。また、ライフライン機能の確保や避難生活をサポートする資機材等の整備を図る。

・学校施設の耐震化率　　公立小中学校　１００%（H30）

○　社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀、自家発電等の対策により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る。

・社会福祉施設耐震化促進　　0 施設（H30）→ 1 施設（R3）　　別紙５※２参照
・認定こども園の安全な施設整備（防災備蓄品の整備）　ヘルメットの配備
未整備（R1）　→　ヘルメットの配備（R4）
別紙５※３参照

○　公共施設の耐震改修や地域集会施設の補修、整備を行い、災害時に安全に避難できるようにする。

・公共施設・集会所等耐震化促進　　調査・設計（H30）→　8 施設整備（R4）
別紙５※４－※１１参照
・公共施設等の耐震化率　　75.8 %（H30）　→　80.0 %（R5）

自助・共助の取組強化

○　災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。

・防災士登録者数　　57人（R1）　→　65人（R4）

建築物の倒壊等防止対策

○　地域の防災力の向上を図るため，町が行う老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

・老朽危険建築物（空き家等）除却　　別紙５※１２参照
戸数　　42戸（累計）（H30）　→　55戸（累計）（R4）

→

※平成２９年度解体完了

○　町が管理する老朽した公共施設の解体、撤去を行い、崩壊を未然に防ぎ、災害発生時に周辺住民や利用者に影響を及ぼさないようにする。また、解体後の空地は、避難用スペース、災害復旧対応スペース、復興住宅用地等に活用できるよう検討する。

・老朽公共施設等解体撤去促進　　未着手（H30）　→　５施設（R4）
別紙５※１３－※１７参照

防火・消火体制の整備

○　震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。

・新規団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施
消防団員数 613 人（うち女性班 17 人）（R1）
→　消防団員数 620 人（うち女性班 20 人）（R5）

○　地震によるＬＰガスの放出による延焼を防止するため、ＬＰガス放出防止装置等の設置を促進する。

救助・救急活動体制の整備

○　災害時に対応できるよう、常備消防の資機材の点検整備を日々行い、交換の必要な車両、資機材等の定期的な更新を行う。

○　非常時には常備消防だけでは対応が困難であり、消防団の活躍が期待されるところである。消防団の車両、資機材においても点検整備を行い、定期的な交換整備をし、非常時に不測の事態がおきないようにする。

・救急車両・消防車両の更新

毎年度更新（H30）→　毎年度更新（R4）

別紙５※１８－１９参照

緊急輸送道路等の機能確保

○　交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める。

○　町道等の橋梁、トンネル、設置物については、定期的な点検を確実に実施し、長寿命化計画に基づき修繕・補強を行う。また、緊急輸送道路に接続する町道橋梁のうち、耐震化が必要な橋梁を選定し、の耐震化を推進する。

・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備

町道橋梁の点検（230 橋）

点検率 100 %（R1）

町道トンネルの点検（11 トンネル）

点検率 100 %（R1）

町道橋梁の修繕（Ⅲ判定 66 橋）

修繕着手率 12 %（R1）→ 20 %（R4）

町道トンネルの修繕（Ⅲ、Ⅳ判定 8 トンネル）

修繕着手率 62 %（R1）→ 75 %（R4）

緊急輸送道路を補完する町道橋梁の耐震化計画

0 橋梁（R1）→ 5 橋梁（R4）

別紙５※２０－※２２参照

※トンネル、橋梁の点検修繕

臨時情報を活用した防災対応

○　地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、町における「防災対応」の計画策定を行う。

・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定

防災計画に記載（R1）　→　随時修正（R4）

１－４）突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

＜要点＞
河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、危機管理型水位計の整備や洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

河川整備等の推進

○　大規模水害による被害を最小限にするため、治水対策を推進する。

・県浸水対策事業に付随する町単独事業の実施　　事業執行中（H30）　→　事業完了（R4）
別紙５※２３参照

○　大規模水害における堤防の決壊や、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐため、施設の老朽化対策を推進する。また、陸閘設置箇所には陸閘の運用マニュアルの整備を早急に策定する必要がある。

・陸閘のマニュアルの整備、点検　　未整備（H30）　→　　策定・点検実施（R4）

避難対策の推進及び事前の防災力強化

○　気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を推進する。

・浸水ハザードマップ更新（浸水対策工事完了後データ修正）
公開中（H30）　→　修正データ公表（R4）
別紙５※２４参照

○　災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上を図る。

・防災士登録者数（再掲）　　57人（R1）　→　65人（R5）

１－５）大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生

＜要点＞
治山･砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。
大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

土砂災害対策及び森林整備の推進

○　大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため国、県と連携し、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

○　森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

・森林境界明確化面積実施率　17.13%【7,225ha(H30)】　→　20%【10,177ha(R4)】
・間伐等森林整備面積　786ha(H30)　→　900ha(R3)
・町産材の生産量　92,047㎥(H30)　→　200,000㎥(R4)
・土砂災害を発生させない森林保全整備　未着手（H30）　→　6事業による森林整備（R4）

別紙５※２５－※３０参照

・森林の荒廃抑制、適正管理　事業執行中・調査設計（R1）　→　継続して執行（R4）

別紙５※３１－※３９参照

○　集中豪雨や局所的な大雨での土砂災害による被害から生命・財産を守るために必要な地すべり防止施設・治山施設等を整備するとともに、危険箇所の調査・点検を推進し、人的災害ゼロを目指す。

土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○　県は平成３１年度末までに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）に基づく区域指定の完了を目指している。区域の指定を受け、ハザードマップの公表や土砂災害警戒情報等の発令時に、適時・適切な避難情報の発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。さらに、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る。

※土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

・町が作成する土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成公表
公表済み（H30）　→　随時修正（R4）

○　深層崩壊や地すべりの発生に対し、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。

ため池対策の推進

○　防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

・農業用ため池に関するデータベース整備・周知　作成済み（H30）　→　随時更新（R4）

救助・救急活動体制の整備

○　過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、常備消防、消防団等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

・救急車両・消防車両の更新（再掲）　　毎年度更新（H30）→　毎年度更新（R4）

別紙５※１８－１９参照

大雪等に伴う孤立化対策の推進

○　大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

・アナログ移動系無線通信機器整備　　協議中（H30）　→　スプリアス対応完了（R4）

別紙５※４０参照

・孤立想定集落への衛星携帯電話等の配備　　8 機（H30）　→　15 機（R4）

別紙５※４１参照

・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）

0 台（H30）　→　10 台（R4）

別紙５※４２参照

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる　とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態

・ 南海トラフ地震が発生し、土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資・エネルギーの供給停止や孤立集落が発生。
・ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による人材・資機材の不足により、救助・救急活動が困難となる。
・ 鉄道や幹線道路の損壊により、大量の帰宅困難者が大量に発生し、水・食料等の供給が不足する
・ 医療施設等の被災に加え、支援ルート、エネルギー供給が途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊等により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。
・ 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生。

推進方針（概要）

2-1) 被災地での生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○救援物資等の輸送確保対策
・ 町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備
・ 町道改良工事
・ 迂回路となる農林道の整備

○孤立化防止対策
・ 発電機、通信機器等の配備
・ ヘリポートの整備
・ 防災広場及び周辺整備

○食料や水等の備蓄の推進
・ 家庭等における備蓄の促進
・ 物資拠点の整備

○物資調達・供給体制の構築
・ 自治体、国、民間事業者が連携した物資調達・供給体制の構築
・県総合防災訓練への参加、関係機関との連携

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動の絶対的不足

○消防署、消防団の機能強化、資機材等の充実強化
・ 広域応援部隊の活動を支援する防災広場の整備

○関係機関の連携強化、訓練の実施
・ 医師会、歯科医師会、警察署との連携

○消防団の充実強化
・ 新規団員の加入促進及び訓練の実施
・ 消防車両、資機材の整備
・ 消防水利の確保

○関係機関の連携強化、訓練の実施

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

○帰宅困難者の受入体制等の確保
・「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発

2-5) 医療施設等の絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

2-7) 劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

○トイレ対策による衛生面の悪化防止
・ 農業（林業）集落排水施設の耐震化の促進
・ 避難所トイレの様式化の促進
・ 快適トイレの導入推進

○災害医療体制の構築
・ 災害対策マニュアルやBCPの見直し、訓練等の実施
・ 県、他町村との相互応援体制の強化
・ 全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する

○避難環境の向上
・ スフィアプロジェクト研修の推進
・ 避難所用物資の確保（簡易ベッド、毛布など）

○災害医療対応力・機動力の強化
・ 県と連携し、医療関係者、自衛隊・警察・消防の連携による訓練への参加

２　救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

２－１）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 ２－２）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
＜要点＞ 家庭や地域・町・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化するとともに、孤立集落可能性カルテを作成し、集落ごとの情報を一元的に管理する。

食料や水等の備蓄の推進

○　県の「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、町民は家庭や地域での備蓄を促進し、町、県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

○　災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、県の「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続して推進する。

物資調達・供給体制の構築

○　民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、ＢＣＰの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。

○　生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

○　災害時には国、県、関係団体等からの支援物資が送られ、受け入れスペースの確保が必要となる。既設の体育館等を活用予定だが、避難所としての利用もあり、十分な受け入れができない恐れがある。このためプッシュ型物資支援の受け入れ体制の構築をしておく必要がある。

・物資拠点整備（プッシュ型支援に対応できる備蓄倉庫）

2 施設（避難所共用）（R1）　→ 2 施設（専用倉庫）（R4）　別紙５※４３参照

救援物資等の受援体制の整備

○　他都道府県や、社会福祉６団体間との相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

水道施設の耐震化

○　水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を着実に促進するとともに、災害時の支援計画の充実を図る。

・水道施設耐震化、長寿命化

未着手（H30）→　調査設計（R4）

別紙５※４４参照

災害時要援護者等に対する物資供給体制の整備

○　災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、より実践的な訓練や研修を実施する。

救援物資等の輸送確保対策

○　救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震化や、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する町道、農林道の整備を推進する。

・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備

（再掲　※詳細前述のとおり）　別紙５※２０－※２２参照

・町道改良工事　　事業執行中（R1）　→　継続して執行（R4）

別紙５※４６－※５８参照

・町道舗装補修工事　　事業執行中（R1）　→　継続して執行（R4）

別紙５※５９参照

・迂回路としての農林道の整備

事業執行中（R1）　→　継続して執行（R4）

別紙５※６０－※１３０参照

○　物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる。

孤立化防止のための情報収集

○　地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、県作成の「孤立可能性集落カルテ」を活用し、集落ごとの情報を一元的に収集し、災害時の迅速かつ的確な支援へ繋げる。

孤立化防止のための道路整備

○　孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備、緊急輸送道路等に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震化及び大雪等による倒木を防ぐ事前伐採を推進する。

・倒木対策の推進〈生命線道路や緊急輸送道路等〉

・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備
（再掲　※詳細前述のとおり）　別紙５※２０－※２２参照
・町道改良工事（再掲）　別紙５※４６－※５８参照
・町道舗装補修工事（再掲）　別紙５※５９参照
・迂回路としての農林道の整備（再掲）　別紙５※６０－※１３０参照

孤立化防止のための土砂災害対策

○　町道及び農林道が、土石流や地すべりなどの土砂災害により被災し、長期間不通にならないよう、治山・砂防、地すべり対策を着実に推進する。

・森林の荒廃抑制、適正管理（再掲）　別紙５※３１－※３９参照

孤立化防止のための河川堤防等の整備など

○　孤立集落の発生を防止するため、河川堤防の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

・陸閘のマニュアルの整備、点検（再掲）

ヘリコプターによる支援体制の整備

○　孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行うため、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、新たなヘリポートの整備を促進し、あわせて受援体制の強化を図る。

・ヘリポート整備
調査設計（R1）　→　1施設整備完了（R3）
別紙５※１３１参照
・那賀町防災広場及び周辺整備
事業執行中（H30）→　継続して執行（R4）
別紙５※１３２参照

孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

○　孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する。

・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）（再掲）
別紙５※４２参照

○　ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。

・那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新
（屋外子局、タブレット端末、バッテリー等）　完成（H30）運用中→随時更新（R4）
別紙５※１３３参照

・ケーブルテレビ通信網の強靭化　FTTH　2,993 世帯（H30）　→　3,700 世帯（R4）
別紙５※１３４－※１３６参照

・孤立想定集落への衛星携帯電話等の配備（再掲）　別紙５※４１参照

・アマチュア無線資格者の確保　198 人(H30)　→　220 人(R4)

ライフライン事業者等との連携強化

○　孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、町、県及びライフライン事業等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

・県総合防災訓練参加、図上訓練の実施　毎年度参加（H30）　→　毎年度参加（R4）

２－３）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

＜要点＞
自衛隊･警察･消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、他都道府県との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化

○　消防署において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の整備を推進する。

・救急車両・消防車両の更新（再掲）　別紙５※１８－※１９参照

消防団や自主防災組織の充実強化

○　消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、未来の地域防災の担い手である少年消防クラブの育成支援や若手団員や女性団員の入団促進、消防団協力事業所の普及等を推進する。

・消防水利の確保（消火栓、防火水槽、消防道）
順次整備（H30）　→　順次整備（R4）
別紙５※１３７参照

※北地地区消防道

・消防団詰所改築　　1 施設（H30）→　1 施設（R4）　　別紙５※１３８参照
・救急車両・消防車両の更新（再掲）　　別紙５※１８－※１９参照
・新規団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施（再掲　※詳細前述のとおり）

○　消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等とが連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。また、消防現場における女性の活躍を推進するため、女子学生を対象に消防の魅力を発信する職業説明会の開催や研修会を実施するとともに、女性の働きやすい環境づくりを促進する。

防災拠点等の電力確保

○　救助・救急、医療活動の統制等の役割を担う防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要な電力を確保する。

・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）（再掲）
別紙５※４２参照

関係機関の連携強化、訓練の実施

○　地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、県、近隣市町との連携強化を図り、合同訓練等を実施するとともに、必要に応じ、さらに見直しを行い、訓練の習熟度を高める。

・県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲）

○　被災時における多数遺体の身元確認等に対応するため、町内医療機関、地元警察署と連携を図る。

・遺体安置所の確保　　0 か所（H30）　→　6 箇所指定（R3）
・遺体安置袋の確保　　15 袋（H30）　→　30 袋（R4）　　別紙５※１３９参照

２－４）想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

＜要点＞
帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。緊急輸送道路等への接続道路、及び設備の耐震化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

帰宅困難者の受入体制等の確保

○　災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進するとともに、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進する。

・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備
（再掲　※詳細前述のとおり）　別紙５※２０－※２２参照

○　道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて、企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。

○　東日本大震災で 被災初期から防災拠点として機能を発揮した「道の駅」について、防災拠点化を推進する。

・「道の駅」防災拠点化　　推進（H30）→　推進（R4）

○　地元企業と協議し、帰宅困難時には企業内の安全な場所、もしくは那賀町交流センター、各支所等に避難し、町は企業へ情報提供を行い、混乱が生じないよう対応策をとる。

２－５）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
２－６）被災地における感染症等の大規模発生
２－７）劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

＜要点＞
救助・救急、医療活動に支障が出ないよう、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。
県、近隣市町村との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。
長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

災害医療体制の構築

○　医療機関の災害対策マニュアルやＢＣＰ（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害

医療提供体制の一層の充実・強化を図る。

○　大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた県、近隣市町村との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。

災害医療対応力・機動力の強化

○　医療関係者と自衛隊･警察･消防とが連携し、より実働的な訓練を重ねることにより、発災時における災害医療対応力・機動力を強化する。

○　医療や防災関係機関の連携による災害医療活動を円滑に展開するため、行政分野の指揮（コマンダー）機能、後方支援（ロジスティクス）機能の強化を図る。

○　大規模災害時に備え、カウンターパートである鳥取県をはじめ関西広域連合内での相互応援の取組の拡大を図る。

発災時の燃料供給体制整備

○　災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給について、石油商業組合と締結した協定が維持・強化されるよう、石油商業組合との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に 行われるよう体制を整備する。

○　災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。
　ガソリンスタンドが存在しない地域においては、移動式やコンテナ式のような簡易サービスステーションの設置を検討し、備蓄が可能なようにする。

・簡易サービスステーションの整備　　未整備　→　1 施設（R2）
別紙５※１４０参照
・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車　等）（再掲）
別紙５※４２参照

交通網の寸断に備えた支援体制の整備

○　陸上ルートの寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、ヘリポートの整備や備蓄倉庫の整備を行い、受援体制の強化を図る。

・ヘリポート整備（再掲）　別紙５※１３１参照
・那賀町防災広場及び周辺整備（再掲）　別紙５※１３２参照
・物資拠点整備（プッシュ型支援に対応できる備蓄倉庫）（再掲）　別紙５※４３参照

○　災害時における医薬品を確保するため，被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに，関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに，交通網の寸断を想定し，災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

感染症の発生・まん延防止

○　避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、必要な資機材の充実や避難所運営訓練等での参加者への対応技術の向上を図る。

下水道対策による衛生面の悪化防止

○　下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める。

・農業集落排水施設、林業集落排水施設の耐震化、長寿命化
未着手（H30）　→　調査設計（R4）
別紙５※１４１参照　※仁宇地区農業集落排水

・公共施設（指定避難所）のトイレ設備洋式化　整備率　35.35%（H30）　→　50.0 %（R4）
別紙５※１４２参照

○　簡易トイレ等の備蓄を促進する。

・簡易トイレ設備の確保　134 台（R1）　→　200 台（R4）　別紙５※１４３参照

避難環境の向上

○　大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。

○　長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（ＱＯＬ）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。

・公共施設・集会所等耐震化促進（再掲）　別紙５※４－※１１参照
・公共施設のトイレ設備洋式化（再掲）　別紙５※１４２参照

○　地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する。

○　平成２６年１月に改訂した「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」を受け、避難所のリーダー養成や町において、子供や女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。

○　避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。

要援護者支援の強化

○　福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備資機材の充実，各種訓練等により災害対応能力を向上させる。

・学校の空き教室を活用した要配慮者スペースの確保　　0 施設（H30）→　3 施設（R4）
・避難所用物資の整備
　簡易ベッド 3 台・毛布 879 枚（H30）　→　簡易ベッド 80 台・毛布 1,000 枚（R4）

別紙５※１４４参照

○　社会福祉施設や幼稚園等については、大規模自然災害の発生に備えて、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにＢＣＰ等の策定を促進する。

・要保護児童のリスク管理の実施　　未整備（H30）　→　マニュアル整備（R4）

○　「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を活用し、県、及び関係機関と連携し、研修会等を通じ、支援体制を整備する。

○　災害時においても、継続的な医学的管理を必要とする在宅患者などが同水準の医療サービスが受けられるよう「災害医療推進基金」を活用し、必要な医薬品や資機材の整備、医療機関と患者の間のネットワークの構築、相談体制や情報基盤の整備など、きめ細やかな支援を行う。

3　必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態

・　南海トラフ地震発生後、警察官にも死傷者が発生し、資機材等も被害を受け被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化する
・　大規模停電により、避難しようとする車などが多重衝突事故や人身事故を起こすなど重大事故が多発する
・　行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機能が機能不全となるまた、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じた。

推進方針（概要）

3-1）被災による警察機能の低下による治安の悪化

3-2）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

○庁舎等の耐震化、機能強化
・　公共施設・集会所等の耐震化促進
・　発電機等の整備

○　行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備
・　策定されたBCPの見直し
・　職員図上訓練の実施
・　県が行う災害マネジメント研修への参加
・　那賀町行政情報システムクラウド化整備
・　基幹系電算システムの相互支援体制の確立
・　県内市町村間をはじめ関西広域連合や鳥取県との カウンターパート等広域的な連携及び隣県との連携強化

○エネルギー供給体制等の整備・機能強化
・　簡易サービスステーションの整備
・　自然エネルギーを活用した発電機等の整備

３　必要不可欠な行政機能は確保する

３－１）警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 ３－２）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
＜要点＞ 庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図り、信号機電源付加装置の整備等により重大事故の多発を防ぐ。

庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化

○　庁舎の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄等を推進する。

・公共施設・集会所等耐震化促進（再掲）　別紙５※４－※１１参照

○　自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する。

・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）（再掲）
別紙５※４２参照

行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

○　業務継続計画を必要に応じ見直し、それに基づく訓練を定期的に行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。

・那賀町業務継続計画（BCP）の見直し　　整備済み　（H30）　→　随時修正（R4）
・職員図上訓練の実施　　1回目実施（R1）　→　毎年度実施（R3）

○　災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県が行う研修や訓練に参加し、マネジメント人材の育成を行う。

・徳島県災害マネジメント総括支援員研修への参加
参加済み（H30）　→　毎年度受講職員の派遣（R4）

○　県内の市町村間はもとより、関西広域連合や鳥取県とのカウンターパートなど広域的な連携や隣県との連携を図り、大規模災害時に備え、平時からその結びつきを強化するための取組を推進する。また、中四国においては、カウンターパートの同時被災も念頭においた連携のあり方について検討を進める。

さらに、カウンターパートである鳥取県との間では、相互の市町村間や、県中小企業団体中央会をはじめ民間団体において、相互応援体制の構築が進められており、このような取組の一層の促進を図る。

○　町職員の「防災研修への参加」や「防災士資格の取得」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の維持を図る。

・職員図上訓練の実施（再掲）

情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

○　本庁舎の被災によりシステム基盤に障害が発生し，業務継続が困難になることを防止するため，システム基盤を本庁舎とデータセンターの両方に設置し，双方の基盤を同時に運用することで耐災害性を強化する。

○　町役場が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる。

・那賀町行政情報システムクラウド化整備
　未整備（H30）→整備（R2）
・災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定の締結
　未締結（H30）→締結（R2）

エネルギー供給体制等の整備・機能強化

○　関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う。

○　災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。

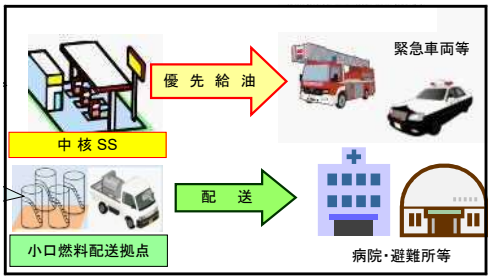

・簡易サービスステーションの整備（再掲）

別紙５※１４０参照

4　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態

・ 南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する。
・ テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止し、浸水のため機器が使用不能となり、町民に重要な情報が届かない。
・ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助支援が遅れ、多数の死者が発生。

推進方針（概要）

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報等の収集・伝達ができず、行動や救助・支援が遅れる事態

〇関係機関間の情報通信確保対策の推進
・ 総合情報通信ネットワークの点検、及び複数の職員による操作訓練の実施。
・ 那賀町減災コミュニケーションシステム（タブレット端末）を活用した、支所間、関係機関との情報伝達訓練の実施により、非常時に遅滞なく情報交換できるようにする。
・ 町ケーブルテレビ通信網の強靭化
・ 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。
・ 孤立想定集落への衛星携帯等の配備促進

〇放送継続が可能となる体制の整備
・ 那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新

〇避難行動要支援者に対する情報提供
・ 那賀町減災コミュニケーションシステム「防災アプリ」の加入促進

〇臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立
・ 臨時情報の周知を推進
・ 臨時情報の発表を正確に情報伝達する体制づくりや、住民等の問い合わせ窓口の整備促進。

〇情報通信事業者や放送事業者等との連携強化
・ 防災訓練、図上訓練の実施

〇放送設備の電力確保対策の促進
・ 長寿命化バッテリーへの更新

４　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

４－１）防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 ４－２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 ４－３）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
＜要点＞ 那賀町減災コミュニケーションシステムにより、町民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないよう対策を講じ、維持管理を適正に行うほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

関係機関間の情報通信確保対策の推進

○　民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、耐災害性のある通信回線の提供を通信事業者と協議しておく必要がある。

○ 準天頂衛星システム等（県貸与備品）を活用した防災機能の強化等を進める。

情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

○　県主催の総合防災訓練や図上訓練に参加し、情報通信事業者や放送事業者との連携を図る。

・県総合防災訓練、図上訓練への参加（再掲）

放送設備の電力確保対策の促進

○　災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄に努める。

・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）（再掲）

別紙５※４２参照

放送継続が可能となる体制の整備

○　ＢＣＰや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないよう対策を講じておく必要がある。

・ケーブルテレビ通信網の強靭化（再掲）　別紙５※１３４－※１３６参照

情報通信基盤の整備及び利活用の促進

○　通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう，衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る。

・孤立想定集落への衛星携帯電話等の配備（再掲）　別紙５※４１参照

情報伝達体制の強化

○　那賀町減災コミュニケーションシステム、那賀町 CATV 網を活用し、気象、Ｊアラート、国民保護、避難に関する情報等を安定的に行えるよう、定期点検、整備を行う。

・那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新
（屋外子局、タブレット端末、バッテリー等）（再掲）　別紙５※１３３参照
・ケーブルテレビ通信網の強靭化（再掲）　別紙５※１３４－※１３６参照

中山間地域における不感エリアの解消

○　孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。

・孤立想定集落への衛星携帯電話等の配備（再掲）　別紙５※４１参照
・アナログ移動系無線通信機器整備（再掲）　別紙５※４０参照

情報収集・共有体制の強化

○　障がいのため意思疎通に支援が必要な方々にも、災害時の情報が正確に届くための対策が必要である。文字で情報伝達が可能なタブレット端末の貸与や、スマートフォンで活用できる防災アプリなどの登録支援を進める必要がある。

○　那賀町減災コミュニケーションシステムの「防災アプリ」を活用し、緊急情報を町民個人に直接提供し、非常時には「防災アプリ」内の安否情報ツールを活用し、家族や友人間で安否確認ができる。システムの定期的な訓練を行い、「防災アプリ」の周知を進める。

・那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新
（屋外子局、タブレット端末、バッテリー等）（再掲）　別紙５※１３３参照

災害時要援護者対策の促進

○　「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、町において作成した、避難行動要支援者名簿の共有を地域で図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する。

・避難行動要支援者に対する個別計画の作成
（避難行動要支援者台帳は整備済み）　調査中（H30）　→　策定（R4）

○　障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に、必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるよう、災害時に障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施する。

臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

○　臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。

○　地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画策定をする。

・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）

5 経済活動 を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

・ 南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、県内企業の生産力が低下する
・ コンビナート・発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する
・ 金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす
・ 南海トラフ地震の強い揺れや液状化により、県下の至る所で農・工業用水道の配管が破損し、長期にわたり農・工業用水が供給停止となる。

推進方針（概要）

5-1) サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下

5-2) 社会経済活動等に必要なエネルギー供給の停止

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊等

5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止

〇企業BCPの取組等を促進
・ 町内企業のBCP策定を促進

〇ライフライン事業者等との連携強化
・ 県が行う総合防災訓練に参加し、事業者と

〇各ライフライン事業者における対策
・ 電力会社による発電、送電設備等の耐震化の推進
・ ガス事業者におけるガス工作物等の耐震化等の促進
・ 中核SSの維持・機能強化を促進

5-5) 食料等の安定供給の停滞

〇物流インフラの強化
・ 緊急輸送道路等に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備
・ プッシュ型支援に対応できる物資拠点整備

5-6) 農・工業用水の供給途絶

〇農林水産業生産基盤等の災害対応力強化
・ 農業用水路改良
・ 農業用ため池に関するデータベース化

〇工業用水施設の耐震化、長寿命化
・ 災害時においても給水の継続、早期の復旧を図れるよう対応を検討する。

５　経済活動を機能不全に陥らせない

５－１）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 ５－２）エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 ５－３）コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 ５－４）金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
＜要点＞ 県内企業のＢＣＰ策定の取組を促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

ＢＣＰの取組等を促進

○　企業の防災訓練、防災会議などで町の情報や取り組みなどを説明し、また、BCP 策定の際には必要な情報を提供する。非常時に情報交換がスムーズにできるよう、那賀町減災コミュニケーションシステムのタブレット端末の配備を行い、町からの情報を遅滞なく提供する。

ライフライン事業者等との連携強化

○　県と連携し、ライフライン事業者との連携強化を進め、必要に応じ災害協定の見直しを行う。

・県総合防災訓練、図上訓練への参加（再掲）

各ライフライン事業者における対策

○　電力会社においては、発電及び送電設備等の耐震化を推進する。また、町との「災害時の相互協力に向けた協定」に基づき、災害からの早期復旧体制を構築する。

○　ガス事業者においては、ガス工作物や施設の耐震化を推進するとともに、ブロック化による供給停止エリアの極小化を推進する。

○　ガソリンスタンドが存在しない地域において、可搬型のガソリンスタンドの導入を検討する。

・簡易サービスステーションの整備（再掲）　別紙５※１４０参照

被災企業等に対する支援対策

○　被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を行っているところであるが、県と連携し、今後も引き続き、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく。

・県総合防災訓練、図上訓練への参加（再掲）

５－５）食料等の安定供給の停滞
５－６）農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

＜要点＞
国営総合農地防災事業の促進等により、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、また、農業協同組合など関係団体のＢＣＰの策定・見直しを促進する。さらに、農地の浸水被害を軽減するため、海岸・河川堤防を整備する。

農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

○　農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的水利施設等の整備・耐震化など農山村における防災対策を推進する。

各種ＢＣＰの策定・見直しの促進

○　被災後の農地の速やかな復旧と営農再開に向け策定した農業版ＢＣＰの実効性の向上を図る。

○　大規模災害後も安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合・漁業協同組合など関係団体が進めるＢＣＰの策定や必要に応じた見直しを促進する。

物流インフラの強化

○　緊急輸送道路等に接続する道路、橋梁等の整備・耐震化を推進する。

・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備
（再掲　※詳細前述のとおり）　別紙５※２０－※２２参照
・町道改良工事（再掲）　別紙５※４６－※５８参照
・町道舗装補修工事（再掲）　別紙５※５９参照

農・工業用水の耐震化等

○　基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

・農業用水路改良　事業執行中（R1）　→　継続して執行（R4）
別紙５※１４５－※１５０参照
・農業用ため池に関するデータベース整備・周知（再掲）

○　大規模災害時においても給水を継続し、企業のＢＣＰを支援するため、工業用水設備の耐震化を完了させるとともに、優先度評価に基づく管路更新に取り組む。また、被災時に早期復旧が図られるよう、緊急給水設備の整備、応急復旧体制の構築や復旧資材の備蓄等のバックアップ対策を推進する。

・工業用水確保及び設備の耐震化、長寿命化　調査作業中（H30）　→　事業の実施（R4）
別紙５※１５１参照

○　大規模災害時においても利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する。

食料や水等の備蓄の推進

○　「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、町民は家庭や地域での備蓄を促進し、町はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

物資調達・供給体制の構築

○　民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、ＢＣＰの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。

○　生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

○　緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保をはじめ、公園における物資の集積拠点機能を強化する。

○　定住自立圏構想による応援態勢を維持し、計画的な資機材整備を行う。

救援物資等の受援体制の整備

○　相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

・物資拠点整備（プッシュ型支援に対応できる備蓄倉庫）（再掲）　別紙５※４３参照
・那賀町防災広場及び周辺整備（再掲）　別紙５※１３２参照

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態

・ 南海トラフ地震により、発電所等が被害を受け、電力供給が停止し、石油・LPガスのタンクも甚大な被害を受け、供給能力を喪失する。
・ 上水道等が破断し、長期に渡り供給停止する。
・ 終末処理場が地震被害により長期機能停止に陥り、下水管等も被害を受け、機能不全に陥る。
・ 四国に架かる橋や高速道路、空港施設、港湾施設が被害を受け、交通ネットワークが分断し、生活や経済活動に支障が出る。
・ 南海トラフ地震や集中豪雨に伴い発生した深層崩壊などにより、堤防や砂防ダムが決壊し甚大な被害が発生した。

推進方針（概要）

6-1) 電力供給や石油・LPガスサプライチェーン機能の停止

〇電力等供給体制の整備
・ 自立・分散型の電力供給システムの導入を促進
・ エコカーを活用した給電に関する啓発

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〇下水管渠の耐震化、長寿命化
・ 農業（林業）集落排水処理施設の機能強化事業を促進

〇水道施設等の耐震化、長寿命化
・ 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を推進

〇合併浄化槽への転換促進
・ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進

6-4) 陸・海・空の交通インフラがの長期間にわたる機能停止

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

〇緊急輸送道路等の整備
・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備
・ 緊急輸送路を補完する町道、農林道の整備を推進

〇農業用水、工業用水の耐震化、長寿命化
・ 大規模災害発生後も安定的な給水が行えるよう対応を行う。
・ 災害後も早期の復旧が図れるよう対応する。

〇公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備
・ 公共交通機関等と支援協定の締結を推進

６　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

６－１）電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止 ６－２）上水道等の長期間にわたる機能停止 ６－３）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
＜要点＞ 自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化、下水処理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

電力等供給体制の整備

○　太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの「災害に強い」という特性を活かして、自立・分散型の電力供給システムの導入を促進する。

・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）（再掲）

別紙５※４２参照

避難所等の電力確保

○　災害時の非常用電源を確保するため、非常用自家発電設備の整備を促進する。

・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）（再掲）

別紙５※４２参照

水道施設の耐震化等

○　水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を促進するとともに、災害時の応急給水や復旧活動のための計画策定を推進しているところであるが、さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める

・水道施設耐震化、長寿命化（再掲）　別紙５※４４参照

○　基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

・農業用水路改良（再掲）　別紙５※１４５－※１５０参照

○　工業用水道の管路については，優先度評価に基づき引き続き耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。また，大規模災害時に速やかに復旧するため，「ＢＣＰ」の充実・強化を図るとともに，緊急給水設備の整備，関係団体と訓練を通じての緊密な応援体制の強化に取り組む。

・工業用水確保及び設備の耐震化、長寿命化（再掲）　別紙５※１５１参照

○　大規模災害時においても利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する。

汚水処理施設の耐震化

○　下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める。また、熊本地震（Ｈ２８）を受けて改訂した下水道ＢＣＰ策定マニュアル等を踏まえ、町の下水道ＢＣＰをブラッシュアップさせる。

○　農業集落排水処理施設については，老朽化対策等を目的とした機能強化事業を促進する。

・農業集落排水施設、林業集落排水施設の耐震化、長寿命化(再掲)　別紙５※１４１参照

○　老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。また、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。

水利用等に対する普及啓発活動の促進

○　再利用水（中間水）や井戸水の活用の促進については、「とくしま－０（ゼロ）作戦」防災出前講座やその他の防災講座やイベント等を活用して、さらにその有効性の啓発に努める。

被害想定をもとにした防災・減災対策の促進

○　「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策をさらに加速させる。

○　南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成２９年７月３１日に作成・公表したが、県ＨＰやパンフレット等による啓発に努める。

６－４）陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
６－５）防災インフラの長期間にわたる機能不全

＜要点＞
陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、土砂災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路等に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震化を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで陸・海・空の交通ネットワークの早期復旧を実現する。

緊急輸送道路等の整備

○　緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため､各施設の整備・耐震化を推進する。

・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備
（再掲　※詳細前述のとおり）　別紙５※２０－※２２参照

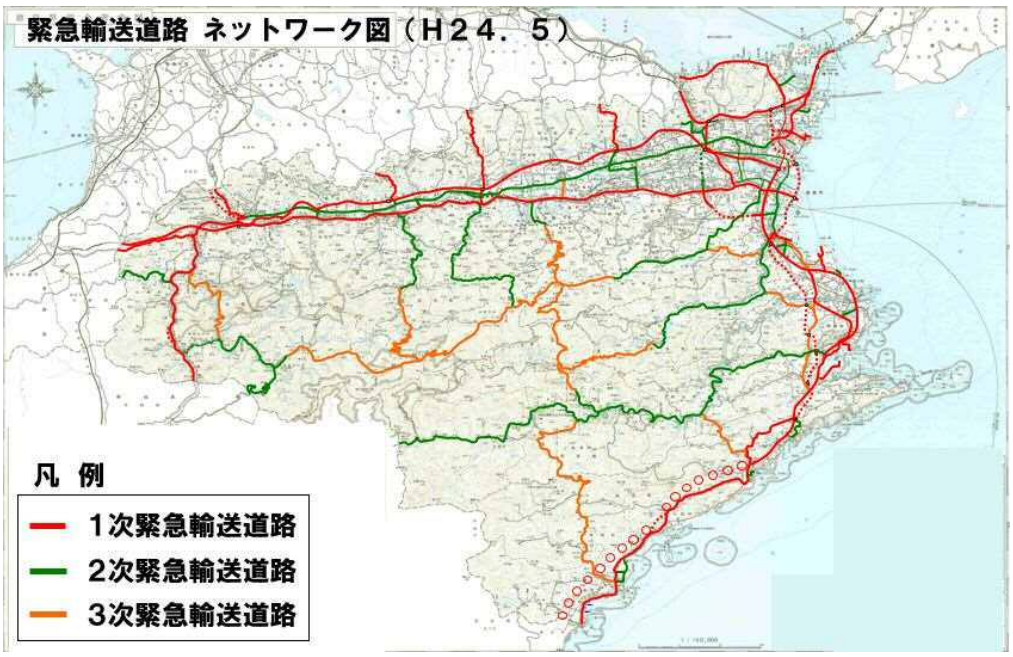

○　緊急輸送道路を補完するため、農林道の整備を推進する。

・町道改良工事（再掲）　別紙５※４６－※５８参照
・町道舗装補修工事（再掲）　別紙５※５９参照
・迂回路としての農林道の整備（再掲）　別紙５※６０－※１３０参照

輸送ルートを確保する土砂災害対策

○　輸送ルートを確実に確保するため、土砂災害対策を推進する。

公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

○　発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、各種団体との支援協定の締結を推進し、情報収集・共有体制を整えるなど連携体制を整備する。

早期復旧に向けた取組の推進

○　発災時の迅速な救助・救出やライフラインの早期復旧に向けて、通行可能ルートを把握することのできる「災害時情報共有システム」と防災関係機関が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める。

○　発災後、迅速な道路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。

○　「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を促進する。

効果的な広域連携体制の構築

○　「徳島県トラック協会」など、主な公共交通機関等と状況に応じて支援協定の締結を推進し、連携体制を確保する。

7　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

・ 南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生し、大規模な火災が発生する
・ 沿線や沿道の建物等が倒壊し、避難路が塞がれ避難の支障となり、道路に車が放置され交通麻痺が発生する
・ ダムやため池に大量の土砂や流木が流入し、洪水調整機能が低下、また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、その後の豪雨等により決壊し、土石流等による被害が広範囲に拡大する
・ 工場や事業場の有害物質が河川氾濫により流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する
・ 山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃、その後の降雨等により表土が流出し新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する

推進方針（概要）

7-1) 市街地での大規模火災

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺

7-4) ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

〇消防署・消防団の機能強化、資機材等の充実化
・ 体制・装備資機材や訓練環境等の充実強化
・ 消防団、自主防災組織の充実強化による初期消火力の向上
・ 消防水利の確保
・ 関係機関と連携した実践的な訓練を実施

〇有害物質の拡散防止対策
・ 有害物質の適正管理、マニュアル整備を促進
・ 大規模拡散、流出防止のための資機材の整備、訓練等の実施
・ 高圧ガス漏洩防止対策の実施

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

〇森林の適正管理と保全の推進
・ 間伐促進及び治山・地すべり防止事業を推進
・ 森林の荒廃抑制

〇町産材の利用促進等
・ 公共建築物、民間住宅への町産材利用推進

〇農地・農業水利施設等の保全
・ 農業用水路改良

7　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

７－１）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 ７－３）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺 ７－４）ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 ７－５）有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
＜要点＞ １－１）、１－２）による火災対策や建築物等の倒壊対策、１－３）、１－４）、１－５）による水害、土砂災害対策に加え、ダム管理施設の改良促進や空中消火の体制整備や有害物質の拡散防止対策、漂流物防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

土砂災害対策の推進

○　危険箇所の点検、巡視等を行い、県と連携し、要援護者施設等に被害が及ばないよう対策に取り組む。

・森林の荒廃抑制、適正管理（再掲）　別紙５※３１－※３９参照

防火・消火体制の整備

○　震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。

・新規団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施（再掲）

○　地震によるＬＰガスの放出による延焼を防止するため、ＬＰガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

○　災害現場での救助活動能力を高めるため、消防署、消防団の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、消防機能の低下を回避する取組を進める。また、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る。

・救急車両・消防車両の更新（再掲）　別紙５※１８－※１９参照
・消防水利の確保（消火栓、防火水槽、消防道）　別紙５※１３７参照

警察・消防等の充実強化と連携した訓練の実施等

○　自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、応急対処能力の向上等を図るため、地震等の災害に即した実践的な実動訓練、災害対策本部設置訓練（図上訓練）及び総合防災訓練等に参加し、職員のスキルアップを図る。

・県総合防災訓練、図上訓練への参加（再掲）

有害物質等の拡散防止対策

○　高圧ガス事業者は、高圧ガス設備の耐震性向上を図るため、既存高圧ガス設備の点検を行うとともに、必要な耐震補強に努める。

ため池対策の推進

○　防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

・農業用ため池に関するデータベース整備・周知（再掲）

住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

○　住宅・建築物等の耐震化は，目標の達成に向けて，啓発活動や人材育成に努めるとともに、県及び町で実施している支援の充実を図る。また，耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

・木造住宅耐震化促進（再掲）　別紙５※１参照

建築物の倒壊等防止対策

○　中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の「表面のずれ」による家屋などの倒壊を防止するため、土地利用適正化を推進する。

○　地域の防災力の向上を図るため，老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を推進する。

・老朽建築物（空き家等）除却（再掲）　別紙５※１２参照
・老朽公共施設等解体撤去促進（再掲）　別紙５※１３－※１７参照

７－６）農地・森林等の被害による県土の荒廃

＜要点＞
森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、県産材の利用促進、また、農地･農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

森林の適正管理と保全の推進

○　森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備、治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

○　森林を適正に管理・保全するため、森林の「公的管理」を推進する。また、将来にわたって適正な森林管理が継続されるよう私有林の森林境界の明確化を促進する。

○　管理不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、平成２６年４月に施行した「徳島県豊かな森林を守る条例」、平成３１年４月に施行された「森林環境譲与税」を財源とした「新たな森林管理制度」に基づき、森林の適正な管理・保全を促すとともに、公有林化や間伐等の森林整備を推進し、森林の荒廃を防ぐ必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

・森林の荒廃抑制、適正管理（再掲）　別紙５※３１－※３９参照

町産材の利用促進等

○　町産材の生産・消費量を増加させることにより、森林の間伐や更新を促進する。

・森林境界明確化面積実施率（再掲　※詳細前述のとおり）
・間伐等森林整備面積（再掲　※詳細前述のとおり）
・町産材の生産量（再掲　※詳細前述のとおり）
・土砂災害を発生させない森林保全整備（再掲）　別紙５※２５－※３０参照

農地･農業水利施設等の保全

○　農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、地域コミュニティによる、農地･農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

・農業用水路改良（再掲）　別紙５※１４５－※１５０参照

○　農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図る。

○　森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

8　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

・ 南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊や津波による災害廃棄物（津波堆積物）が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し、復旧・復興が遅れる。
・ 治安の悪化や長期の避難生活により、地域のコミュニティが崩壊し、その後の復興作業が大幅に遅れる。
・ 沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受け、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、復旧・復興が大幅に遅れる。
・ 基幹インフラが損壊するが、被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
・ 応急仮設住宅の建設候補地が公有地だけでは不足し、建設が遅れ、被災からの復興まちづくりが大幅に遅れる。
・ 企業において業務継続計画の策定などによる事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。

推進方針（概要）

8-1）大量の災害廃棄物処理の停滞　**8-3）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生**

8-4）貴重な文化財や環境的資産の損失　**8-5）基幹インフラの損壊**

8-6）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まない

○災害廃棄物等の処理
- 那賀町クリーンセンターの建設
- 災害廃棄物集積場所の確保

○緊急輸送道路等の整備推進
- 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁、設置物の耐震・補強整備

○応急仮設住宅用地を確保

○地籍調査の促進

○復興を支える人材の養成
- 「復興イメージトレーニング」等の実施
- 被災した宅地・建物調査を行える人材を養成

8-2）地域コミュニティの崩壊、復旧・復興を担う人材等の不足、復興に向けたビジョンの欠如

8-7）業務継続計画等の欠如

○自主防災組織等の充実強化
- 自主防災組織の活動活性化支援
- 消防団の強化、防災リーダーの育成
- 防災訓練等による災害に強い地域コミュニティの構築

○事前復興計画等の策定促進
- 仮設住宅の用地確保計画の策定促進

○　被災者台帳システムの整備
- 災害時に被災者支援が早期に行えるよう整備する。

８　社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

８－１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ８－３）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 ８－４）貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失 ８－５）基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
＜要点＞ 公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、地籍調査を促進する。

災害廃棄物等の処理

○　既存の処理施設（焼却施設、破砕機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長時間を要することから、仮設焼却炉の設置等を検討。

○　町においては、県が平成２５年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進。

○　県及び町の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。

・那賀町クリーンセンター新設　　事業完了（R1）　→　運用開始（R2）
別紙５※１５２参照
・災害廃棄物集積場所の確保　　未選定（H30）　→　町内に数カ所（R4）
・老朽公共施設等解体撤去促進（再掲）
別紙５※１３－※１７参照

浸水対策の推進

○　地震による浸水への対策を着実に推進するため、河川堤防等の耐震化を引き続き推進する。

○　大規模水害による被害を最小限にするため、治水対策を推進する。

・県浸水対策事業に付随する町単独事業の実施（再掲）
別紙５※２３参照

公共土木施設等の老朽化対策の促進

○　本町の道路、河川、砂防など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

・橋梁長寿命化修繕計画の更新　　計画策定済み（H30）　→　毎年度更新（R4）
・トンネル長寿命化修繕計画の更新　　計画策定済み（H30）　→　点検時更新（R4）

訓練の実施等による実効性の向上

○　県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高める。

・県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲）

貴重な文化財の保護

○　「文化財災害対応マニュアル」により県と連携し、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る。

○　文化財の喪失を防ぐためには、平時から町民の文化財保護意識を醸成する。

○　文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。

○　博物館（博物館相当施設、博物館類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく。

○　関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができる体制を整える。

○　地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく。

８－２）地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 ８－７）速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響
＜要点＞ 建設業ＢＣＰの策定・見直しを促進するとともに､建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保･育成に取り組む。また、県技術職員ＯＢによる支援体制を構築する。 自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、警察・消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。 大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、ＢＣＰの策定を推進するとともに、策定されたＢＣＰの実効性向上を図る。

地場産業を構成する事業者等のＢＣＰ策定の促進

○　農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のＢＣＰ の策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靭な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく。

建設産業の担い手確保・育成

○　復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

○　「大規模災害発生時における支援協定」の締結団体と連携し，情報伝達訓練や応急対策連携訓練を実施し，道路啓開等の能力向上や支援体制の強化を図る。

・県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲）
・職員図上訓練の実施（再掲）

自主防災組織等の充実強化

○　自主防災組織についての、活動の活性化について支援を行う。また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図る。さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。

・自主防災会避難訓練、資機材の充実
毎年度実施（H30）→　毎年度実施（R4）

消防関係施設等の機能強化

○　消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する。

・救急車両・消防車両の更新（再掲）　別紙５※１８－※１９参照
・消防水利の確保（消火栓、防火水槽、消防道）（再掲）　別紙５※１３７参照
・消防団詰所改築（再掲）　別紙５※１３８参照
・公共施設・集会所等耐震化促進（再掲）　別紙５※４－※１１参照

消防署、消防団の体制・資機材等の充実強化

○　大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防署、消防団の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、消防機能の低下を回避する取組を進める。

・新規団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施（再掲　※詳細前述のとおり）

被災者生活再建支援制度の充実

○　被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「住家の被害認定」や「被災者生活再建支援制度」の研修を強化し、市町村職員の能力の向上を図る。

・被災者台帳システムの整備、導入　　導入検討（R1）　→　導入・整備（R2）

別紙５※１５３参照

各ＢＣＰの策定と体制の向上

○　各団体のＢＣＰ策定を支援し、実効性の検証・改善を行い防災体制の向上を図る

事前復興計画の策定促進

○　震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興計画の策定を検討する。

・事前復興計画の策定　　未策定（H30）　→　策定（R4）

○　南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られよう、集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要となる基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を促進。

復興を支える人材の育成

○　被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施や、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる。

８－６）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

＜要点＞

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

地籍調査の推進

○　被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

・地籍調査進捗率　　27.02%（H30）　→　34.76%（R4）

・地籍調査事業の促進

事業執行中（R1）　→　継続して執行（R4）

別紙５※１５４参照

被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保

○　大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

・住家被害認定調査職員登録者数　　2人（H30）→　25人以上（R4）
・被災建築物応急危険度判定士の確保人数　　6人（H30）→　20人以上（R4）
・被災宅地危険度判定士の確保人数　　12人（H30）→　20人以上（R4）

応急仮設住宅用地の確保

○発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

・仮設住宅用地の確保、検討（建設可能戸数）　　748 戸（H30）　→　900 戸（R4）

被災者支援や用地の確保等の事前検討

○大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、職員対し、証明書等の発行業務や、仮設住宅の建設等が進められるよう、研修会や訓練を行う必要がある。また、マニュアルの整備も急務と考えられる。

・被災者台帳システムの整備、導入（再掲）　　別紙５※１５３参照
・事前復興計画の策定（再掲）
・那賀町業務継続計画（BCP）の見直し（再掲）
・職員図上訓練の実施（再掲）